

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議
(第41回)

議 事 録

日 時：平成29年6月5日（月）午後2時30分開会
場 所：P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催させていただきます。

皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、北海道環境生活部循環型社会推進課の土肥でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、委員の改選後、第7期を迎えての最初の会議となりますことから、後ほど、議題に入ります前に各委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

なお、本日の会議はおおむね16時30分を目途に終了したいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、いつもながらのお願いでございますが、この会議は議事録を作成し公表してございます。ご発言の際にはマイクをご使用していただきますようお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部相田環境局長よりご挨拶申し上げます。

【相田局長】

北海道環境生活部の相田でございます。

ことしの4月の異動で環境局長を拝命することになりました。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

先ほど、処理施設の視察をしていただいた委員の方々には引き続きのご出席となり、お疲れのこととは存じますけれども、よろしくお願い申し上げます。

また、近隣市からは、登別市、伊達市、オブザーバーとして環境省の産業廃棄物課の皆様方を初め、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からもご出席をいただいております。

さて、本日は第41回の監視円卓会議でございます。この監視円卓会議につきましては、今年度から新たな任期に入りまして第7期を迎えてございます。第6期の14名の委員のうち13名の皆様に引き続き委員をお引き受けいただくこととなっております。この会議は、室蘭市内で行われておりますPCB廃棄物処理事業が安全かつ確実に進められるよう監視をするとともに、地域住民の方々や関係者が事業に関する情報を共有し相互理解を深めるためのリスクコミュニケーションの場としての役割がございます。委員の皆様方からいただく貴重なご意見につきましては、処理事業の円滑な推進に役立ててまいりたいと考えてございます。

昨年、PCB特措法が改正され、処理期限内での確実かつ適正な処分の完了に向けました取り組みが進められているところでございまして、道といたしましても、処理計画を変

更らせていただいたほか、担当者の配置や新規予算措置を行いまして、早期の処理完了に向けて、保管事業者などへの立ち入りや指導を強化いたしまして、未把握のPCBの掘り起こしにつきましても取り組みを進めていくこととしてございます。

本日の会議におきましては、JESCOから、この間の事業の進捗状況やトラブル事象等のほか、内部技術評価についてご説明があるほか、環境省から本年度の事業につきましてもご説明があるとのことでございます。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省産業廃棄物課の中尾課長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

【中尾課長】

ただいまご紹介いただきました環境省産業廃棄物課長の中尾と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろよりPCB廃棄物の処理の推進につきましては、格別のご理解、ご協力を賜りまして、まことにありがたいと思います。厚く御礼申し上げたいと思います。

先ほど、相田局長からもお話がございましたけれども、PCBの処理施設の立地、操業につきましては、地元のご理解とご協力を得て成り立っているものだと考えております。掘り起こしの強化に向けまして、昨年PCB特別措置法の改正を行いまして、現在、掘り起こしの強化などに取り組んでいるところでございます。

全国を見ますと、ここ北海道PCB処理事業所における処分期間は、変圧器、コンデンサーが平成34年3月末、安定器汚染物で平成35年3月末までとなっております。最も早い北九州事業エリアにつきましては、今年度末に処分期間を終えるという大変逼迫した状況でございますけれども、ここ北海道事業エリアにつきましても残された期間は短いと認識してございます。

この期間内の確実かつ適正な処分を推進するために環境省におきましても、経済産業省や事業者など、さらに関係の都道府県などのご協力もいただきまして連携を強化するとともに、環境省におきましても体制の増強、支援策の拡充などに現在努めているところでございます。

本日、お時間をいただきまして取り組みの内容についてご説明させていただければと思います。引き続き、関係省庁、地方公共団体、JESCO、産業界とも一丸となりまして、処理の安全性の確保を大前提とした上で、PCB廃棄物処理の一日でも早く確実かつ着実に進められるように全力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

本日は、活発なご議論をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきたいと思いません。

2. 委員紹介

【事務局】

それでは、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思えます。

左手のほうから順にご紹介いたします。

まず、NPO法人室蘭地域再生工場理事長の藤当委員でございます。

続きまして、公募委員の方でございます。

まず、橋本委員でございます。

村上委員でございます。

山内委員でございます。

続きまして、公益財団法人給水工事技術振興財団理事長の眞柄委員でございます。

室蘭工業大学大学院准教授の吉田委員でございます。

続きまして、室蘭市町内会連合会常任理事の森川委員でございます。

PCB処理の安全性を考える会代表の河野委員でございます。

室蘭商工会議所工業部会長の永澤委員でございます。

環境ネットむろらん代表の西畑委員でございます。

なお、本日、残念ながら欠席されております室蘭市女性団体連絡協議会監事の時田委員、北海道大学大学院の齋藤委員、室蘭漁業協同組合代表理事組合長の室村委員のお三方が選任されてございます。

また、この会議では、近隣市のご意見を伺うために、登別市と伊達市の方にもご参画いただいております。また、オブザーバーといたしまして、環境省と中間貯蔵・環境安全事業株式会社より出席していただいております。

最後に、事務局でございますが、室蘭市の和野経済部長始め、関係の職員が出席しております。なお、杉本生活環境部長は所用により欠席でございます。また、道からは相田環境局長以下、担当職員が出席させていただいております。

よろしくお願ひ申し上げます。

3. 座長及び副座長選出

【事務局】

次に、議事に入ります前に座長及び副座長の選出をお願いしたいと思います。

お手元に資料1として配布しておりますが、監視円卓会議の設置要領をごらんいただければと思えます。この中の第4条におきまして監視円卓会議に座長を置き、委員の互選により定めること及び座長が指名する副座長を1名置くことができるとされております。

す。

それでは、座長の選出をお諮りいたします。

委員の皆様からご推薦ございましたらお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【〇〇委員】

今まで長く座長を続けられておりました眞柄先生に引き続きお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【事務局】

ただいま、〇〇委員より、第6期に引き続きまして眞柄委員にお願いしたいというご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【事務局】

ご賛同いただきましたので、眞柄委員に引き続き本会議の座長をお願いしたいと思っております。

眞柄座長、一言、ご挨拶をお願いしたいと思います。

【座長】

眞柄でございます。

皆様方のご推挙によりまして、引き続き円卓会議の座長を務めさせていただくことになりました。

私自身、北大にいましたときに室蘭で道内のPCBを処理するという事業計画が始まり、その後、北海道内だけではなく、東日本のPCBを処理するという今の事業の始まりのところからずっと室蘭あるいはこの地域の方々とご一緒に処理が適正に行われるよう努力をしてまいりました。

引き続き、皆様方、あるいは、道、特にこの地域の方々の信託に耐えられるような役を皆様方と進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この円卓会議の副座長を選任することとなっており、私をご指名することになっております。吉田委員に引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【副座長】

吉田です。前回に引き続き、副座長を務めさせていただきます。

私は、15年ぐらいこの会議に携わっていろいろな情報を見させていただいているのですけれども、実際にうちの大学でどうだったのかということを知らなくて、ことしの2月に低濃度のものの処理が全部終わったのですけれども、実際には9年間、安定器で大体1,800個ぐらいトランスコンデンサも5トン近く、自分の大学の身近にあったのです。バーチャルではなく、実際にうちの大学のキャンパスにそういうものがついこの間まで保管されていたということは本当にびっくりしたのですが、私自身がこんな状況ですので、一般市民の方は有害物質が近くにあることを実感するのはなかなか難しいと思います。今回の資料にもありますけれども、環境省、それから北海道庁で今年からかなり強化されて、いろいろな掘り起こし調査とか人員の増強があると思うのですけれども、円卓会議では、私は委員として会議で出て来た情報を、いろいろなチャンネルがあると思うのですけれども、私どもが知っている中で、大学もそうですけれども、あと6年で処理しなければいけないという情報をいかに伝えるかということを考えて、自分自身も広げていきたいと思っています。委員の皆様と一緒に勉強しながら、そういうふうになればいいと思います。

よろしく願いいたします。

【座長】

ありがとうございました。

4. 議 事

【座長】

それでは、次第に沿って議事を進行したいと思います。

最初に、資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

道庁循環型社会推進課の竹花と言います。4月の人事異動で着任しました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お配りの資料を確認していきたいと思います。

まず、会議次第という1枚物、そして出席者名簿があります。次に、資料1は設置要領、資料2は前回の議事録、資料3-1はPCB廃棄物処理事業の現況、資料3-2は北海道事業の進捗状況、資料3-3は稼働状況、資料3-4はトラブル事象等について、資料3-5は環境モニタリング測定結果、資料3-6は立入検査実施状況、続いて、資料4は内部技術評価結果、資料5-1と5-2は環境省と道からの資料です。最後に、参考資料ということで、PCB廃棄物処理事業だよりがあります。

不足等はないでしょうか。

【座長】

もし足りない資料がありましたら事務局にご指示をいただきたいと思います。

それでは、最初の議事は前回の議事録についてです。

これまでと同じように、あらかじめ委員にお送りして確認をお願いしておりました。特にご異論がなければ、これをもって前回の委員会の議事録としたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について、資料に基づいてご説明ください。お願ひします。

【JESCO】

JESCO北海道PCB処理事業所所長の松本でございます。

JESCOから、資料3-1から資料3-4まで説明させていただきます。

まず最初に資料3-1です。

JESCOにおけるPCB廃棄物処理事業の現況ということで、全国5カ所の事業所の現況を示したものでございます。従来どおりの資料になります。こちらは、前回、2月の円卓会議以降に追記した事項はございませんので、省略、割愛させていただきます。

続きまして、資料3-2の北海道事業の進捗状況になります。

こちらも、時系列的に項目を追記しております。最新の状況は最後の9ページ目をごらんください。前回、平成29年2月15日の監視円卓会議以降のイベントが記載してあります。この中で、3月4日、真空ポンプ吐出フランジからの第2再生溶剤の漏えいに関しましては、後ほど担当からご報告させていただきます。

続きまして、資料3-3のJESCO北海道事業所の稼働状況です。

まず、1ページ目は、当初施設、脱塩素化分解施設の状況です。1ページ目がトランスやコンデンサー類の受け入れ状況です。

2ページ目は、処理の状況の数字でございます。ことし3月末までの数値を記載してございます。表の一番下の黄色いところですが、変圧器、トランス類ですと3,482台、コンデンサーで5万2,274台ということで、我々JESCOに登録していただいている数に対する進捗率はそれぞれ84.6%、86.5%という数値になっております。

続きまして、3ページ目になります。

上のグラフは3月末までの1年間の各月におけるトランスやコンデンサーの処理台数及び重量のグラフになります。その下、純PCB、油のPCBの処理量を示した表になります。

4ページ目になります。

当初施設から払い出しております有価物です。JESCOがお金をいただいて払い出しているものの実績になります。鉄や銅、アルミなどが該当いたします。

続きまして、右のページですが、産業廃棄物、JESCOがお金を支払って出している

払い出し物の実績表になります。上の大きな表と真ん中の表が産業廃棄物としての払い出し実績になります。下の表が無害化認定施設への払い出し実績です。いわゆる低濃度というのですが、PCB濃度が5,000ppm以下のものの払い出し実績です。

6ページ目は、増設施設の実績になります。プラズマ溶融分解施設の実績数値です。

昨年度から、北海道外の15県、新たに加わりました1都3県の数字をそれぞれ分けてまとめております。受け入れ状況の表になります。

7ページの上の表が処理の実績数値になります。

こちら3月末までの数字になります。真ん中の小さな表にまとめておりますけれども、進捗率としましては、1道15県が処理量で2,437トン、進捗率65.7%、1都3県におきましては、処理量が420トン、処理進捗率が7.6%で、双方を足し合わせますと30.8%という実績になっております。下の表が3月までの各月ごとの安定器などの処理した重量のグラフです。

最後に8ページ目になります。

増設施設から払い出されます産業廃棄物、スラグ、固形物の実績数値になります。当初施設、増設施設ともここまで順調に処理を進めてきているところでございます。

資料の3-3は以上になります。

【JESCO】

それでは、資料3-4トラブル事象等について、安全対策課長の鈴木よりご報告させていただきます。

前回の監視円卓会議平成29年2月15日開催以降、北海道及び室蘭市に報告し公表したトラブル事象は、当初、真空ポンプ吐出フランジからの第2再生溶剤の漏えい1件でした。詳細は後ほど説明いたします。

2の不具合事象等の公表件数についてですが、前回以降2月、3月、4月分の不具合事象、不具合事象未満の件数を報告させていただきます。3カ月で北海道及び室蘭市に10件の不具合事象と13件の不具合事象未満を報告し、PCB処理情報センターにて公表しております。

続きまして、別添資料1となります。

平成29年3月に発生したトラブル事象として、真空ポンプ吐出フランジからの第2再生溶剤の漏えい、区分IVについて説明いたします。

発生は平成29年3月4日22時50分ごろ、当初施設3階液処理エリア管理区域レベル1の気液分離槽A第1真空ポンプで真空ポンプ吐出フランジからの第2再生溶剤の漏えいが発生いたしました。

事象の概要ですが、経年劣化対策として2月20日からの定期点検工事において気液分離槽Aの4台ある真空ポンプのうちの1台、第1真空ポンプの交換作業を実施し、交換終了後に気液分離槽Aの立ち上げ作業として槽内液として利用する第2再生溶剤の液張り後

に第1真空ポンプの吐出フランジ部のボルトナットの緩みから、第2再生溶剤が漏えいしたものです。裏面に発生場所、第1真空ポンプ及び漏えいした吐出フランジ部と漏えい液を受けましたオイルパン、回収作業で使用した吸収マットの保管状況の写真をつけておりますので、ご確認ください。

表面に戻ります。

時系列にて説明いたします。2月25日、S社監督員Aが気液分離槽Aの第1真空ポンプを新品と交換するため、接続する配管のバルブ3カ所を閉止し、札かけを行い真空ポンプの交換を行いました。

3月1日、S社監督員Aは、工事後の健全性確認として配線の結線状況と回転方向の確認を実施し、液張りとは隣接する現場で作業しております監督員Bが所掌する気液分離槽Bの工事完了と監督員Aが所掌する真空超音波洗浄槽の工事完了を待ち、3月6日以降に実施することとしておりましたが、監督員Bが気液分離槽Bの工事完了後に第1真空ポンプのバルブ3カ所に閉止札が見えたことから、監督員Aの了解のもと、第1真空ポンプの閉止札を外しました。これにより、液張りが可能な状態となりました。

3月4日21時、運転会社液処理班が第2再生溶剤の張り込みを開始いたしました。約3分で終了しております。22時50分、液処理巡回班が点検中に1階の床に液だまりを発見しました。22時55分、液が上部より垂れていたことから、2階、3階と調べ、3階真空ポンプ吐出フランジからの漏えいを確認いたしました。23時、当該フランジ部の増し締めを実施し、液の回収を行い、3月5日1時50分に作業が終了しております。

漏えい量は、張り込み量、配管イベントリー量、オイルパン内の量と各階の漏えい面積より、1階1.5リットル程度、2階2.5リットル程度の4リットル程度と推定いたしました。漏えい液回収作業に吸収マット300枚を使用し80リットルペール缶5缶に収納し、4階の2次廃棄物保管庫に適切に移動しております。

回収作業中の作業環境測定結果は、0.07マイクログラム/立方メートル、漏えい液のPCB濃度は0.24ミリグラム/キログラムでした。

発生原因は、フランジ部のボルトが緩んでいたため特殊なパッキンであったためトルク管理の対象から外れていたこと。監督員Aが工事のため閉止していたバルブの開操作と札外しを監督員Bに任せてしまい、その後確認を行わなかった。監督員Aが液張りに立ち会わなかったなどです。

対策ですが、応急対策とし今回の工事にかかわるフランジ567カ所全ての確認を実施し、結果を別添2に示しました。

別添2をご確認ください。

1ページの点検体系図は、S社が行いました558カ所の点検体系図となっております。

2ページ目ですが、配管フランジ締め付け確認書、今回の報告書となります。

3ページ目ですが、確認の際に使いましたフランジを示す図面が添付されております。

なお、今後も開放したフランジの緩みの確認は図面にて点検し、その点検結果を工事業
者からJESCOに報告させることを北海道PCB処理施設業務工事共通特記仕様書に追
加しております。そのほか、工事札は作業完了後に必ず担当が外すこと、気液分離槽の液
レベルについては、液の変動を監視すること、S社に監督員の教育など業務改善と安全確
認の確保に向けた取り組み等を要望いたしております。

以上、トラブルに関する報告を終わらせていただきます。

【座長】

今のご説明までのところで、何かご質問やご意見がございましたら、どうぞお出しくだ
さい。

【〇〇委員】

今、資料3-4でご説明いただいた内容ですけれども、発生原因のところでは私がさっと
読んだ限りだと、監督員Aの方のヒューマンエラーが問題だったと思うのですけれども、
きょうは施設の見学をしたときも確認は2人でという標語みたいなのをつくっておられた
のですけれども、実際どの程度こういうふうに1人の方が見逃すと、どこかで最終的にト
ラブルにいくというのが、それが問題だったのではないかと思うのですが、この件は2人
で確認して防ぐチャンスはなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。監督員Aの方
だけの責任なのか、Bの方も含めて責任があったのか、あるいは第三者が責任があったの
か、教えていただきたいです。

【JESCO】

副所長の太島と申します。

当事業所の一般的な工事としては、JVの会社の方が中心で工事を行うのですけれど
も、そういったフランジ等の緩み、増し締め、現状、もとに戻すというのは、まずは工事
をされている業者のリーダー格といいますか、監督クラスの方が確認しまして、かつ、今
回で言えばAとかBと称しておりますけれども、JVの担当の監督員が確認します。通常
の工事としては、そういう2段階での確認行為が一般的でございます。

【〇〇委員】

フランジの工事をされたところでもフランジを締めなかったというミスがあって、それ
を監督員A、Bの方が見逃したということですか。

【JESCO】

そういうことになります。

監督員Aという方は、実際試運転をするときに最終的に確認するつもりでおったのです

けれども、その前に監督員AとBの関係の不具合がございまして、スタートアップの作業の準備のために、運転委託会社の作業員は溶剤を張り込んだわけですが、このフランジが緩んでいるということを全くわかっておりませんでしたので、監督員Aも漏れるとは当然思っておりませんでした。

【〇〇委員】

次の対策として、同じような事例が起こらないために2人で確認と書いてあったので、実際にこれと同じように、1人の方が見逃すとそのままスルーしてしまうことが問題で、ダブルチェックというか、もう一人、Bの方がもう少しコミットしてやるということです。1人では見逃す確率が結構高いのですけれども、2人がダブルで見逃す確率は低いので、そういう考え方で今後は対応していただけるということですね。

【JESCO】

〇〇委員がおっしゃるとおり、そういった確認方法が不十分だったのではないかという反省のもと、JVとも協議いたしまして、今後、あけたフランジについてはどういう形で復旧するか、チェックリストを使って確認して、最終的にはJESCOに報告をしてもらうというやり方に今後変更することを考えております。

【〇〇委員】

ことしで稼働してから10年目に入るわけですけれども、今回の事例を見ていますと、非常に初歩的というか、基本的なことが守られていない。こういうヒューマンエラーとかいろいろな抜けを防止するためにISOなりEMS環境マネジメントシステムなりでいろいろな歯どめをかけていると思うのです。例えば、環境影響を評価して、著しい環境側面があるならば、当然あるわけですが、ここは。作業標準をつくって歯止めをかけるとか、いろいろな措置が決められているのですけれども、余りそれらが実施されているようには見えない。それと、札かけした人が外さないで、これは対策の中にも書いていましたけれどもかわりの同僚が外したとか、これがもし電源であったならば重大災害につながる可能性もあるわけなので、やはりきちんと工程表をつくって、その工程ごとで工事、修理は多岐にわたるわけですから、それぞれで確認、チェックするということをやっていかなければ、この手のトラブルというのは防げないと思うのです。ぜひ、そういったところは基本にのっとりやっていたきたいと思います。

【座長】

これは、真空ポンプを取りかえたのですね。取りかえた工事がうまくなされなかったということですね。

【JESCO】

真空ポンプを取りかえる際に、周りのフランジを外して真空ポンプを取りかえました。本来であれば最終的には当然外したフランジを締め込んで復旧しなければいけなかったのですが、完全に復旧できない状態になっていました。監督員は試運転のときに改めて確認するつもりでいたという状況でしたけれども、その前に、スタートアップの準備のために運転会社MEPSの作業員は通常の運転準備のために液を投入したということでございます。

【座長】

〇〇さんの話ではないですが、誰の責任なのですか。S社の責任になるのか、MEPSの責任なのか。

【JESCO】

これは、MEPSは関係ありません。これは、S社としか言いようがありません。

【座長】

そうすると、S社にペナルティーはかかったのですか。

【JESCO】

ペナルティーといいますか、これを受けて幾つかのJESCOからも反省を踏まえて今後どういう管理体制にしていくのかというところを協議、要望しまして、幾つか対応策を提出してもらっております。

【座長】

言ってみれば工事不良ですね。今後、工事不良を起こさないようにこうしますという覚書1枚で本当にいいのかという印象がしないわけではないですが、真空ポンプからの溶剤の流出で済んだので、ほかのところでフランジを締めるというのはいっぱいあるわけで、工事もいっぱいあるから、しょうがないのかもしれないけれども、もう少し実際の工事をされている会社の方と緊張関係が維持できるような工夫をぜひしていただきたいと思えます。

ほかのことでお伺いしますが、ここの事業所の稼働状況、進捗状況の説明の7ページのところで安定器等の処理状況で30.8%というご説明がありまして、その表の下に参考というので1道15県内が65.7%で1都3県内が7.6%です。トータルでは30.8%というご説明でございましたが、1都3県内が7.6%と少ない理由はどこにあるのかご説明していただけますか。

【JESCO】

まず、1都3県に関しましては、昨年の4月から処理を開始したということで、この間、前回、前々回もこういう形の資料で報告しておりますが、まだ始まったばかりということで数値が小さいということと、数字そのものがことし3月までですので、ちょうど平成28年度の1年間で1都3県の処理した数量が420トンです。

トータルでは、上の表の右側の数字に1道15県が600トン、1都3県が420トンというふうにオレンジ色の網かけの部分に全体重量がございませうけれども、割合的には1都3県のほうもほぼ1道15県と同じように処理は進めてきています。ただ、このパーセンテージ、進捗率が伸びていないのではないかということに関しましては、1都3県の分母の数字、登録の数字が、キャンペーンなどで特別登録の活動をしますと上がるということで、処理進捗率がだんだん上がってきているとは言いつつも、処理の分子の重量よりも分母のほうに登録重量が上がったときには、それほど数字が伸びていないように見えます。これでよろしいでしょうか。

【座長】

JESCOのほうはいう説明だろうと思うのですが、では1都3県のほうがこの事業所にどんどん送ってきたらそれに対応してこの事業所で1都3県分がたくさん来たらそれを処理するだけの能力があるのか、あるいは、それは大体決まっているので今の段階ではこれぐらいの量しか1都3県から送ってこられては困るというのか、そういう意味のニュアンスでは、どういうふうにお考えですか。

【JESCO】

1都3県は結構な数字が出てきております。この辺の登録に関するところ、JESCOの事業所に持ってくる搬入の計画は専門の担当がしております。

それは1道15県のバランス、今、既に契約して、ほかの事業所の意向があります。今年度予算をとっているんで、ぜひとも今年度の何月に入りたいという、同じように1都3県でも、この時期に入りたいというお客様。そういったものを全て勘案いたしまして、なおかつ事業所としての処理能力、キャパシティーには上限がありますので、それに見合った上で今月は1都3県のほうを多く入れようとか、そういった調整をさせていただいているところです。

【座長】

わかりました。

どこかの段階で、一番最初に道と環境省からお話ございましたように、後ろが切られているわけですね。切られている間で各年、あるいは半期ずつぐらいで今登録されているものがどれぐらいの見込みで処理が完了するのかというようなある種の工程図と、それか

らその工程図に対応するように道内はもちろんでしょうけれども、1都3県以外に15県あるわけですから、その搬入の計画も含めた工程のプランのようなものを出していただいて、そのプランに対してこの半期は何%いきましたというある種の見込み図を出していただいて、これは30.8%いきました、あと70%ありますけれども、5年のうちにいけますかと言われてたら、わかりませんね。本当にいけそうか、いけなさそうな数字なのかということです。ですから、工程図のようなものを出していただきたいのです。既存施設も、あと15%ぐらいでいくだらうと思えますけれども、最後が見えてきているので、今、掘り起こし調査をやっていますが、掘り起こし調査で出てくる分が余裕として工程図の中で対応可能かどうかも見越していかないと先行きが心配になります。ですから、その辺もできればご検討いただきたいというのが私の意見です。

ほかにございますか。

【〇〇委員】

先ほどのトラブル事象について、〇〇さんが指摘するのももっともだと思うのですが、その中でどうしてもわからないことがあるのでお聞きしたいのです。

先ほどの回答の中で、施工する業者に責任があるというお話だったのですが、これは事故があったから変えるのではなく、一定の計画に基づいて管理した上で変えていっているわけですね。それを誰が管理しているのかということが一つです。これは、MEPSなのか、それともJESCOですか。

【JESCO】

今回、設備の取りかえ工事になったわけですが、こちらは経年劣化対策の一環で計画を立てて取りかえ工事を行ったものでございます。

【〇〇委員】

ということは、管理責任はどこにあるのですか。

【JESCO】

工事を実施するのは、もちろんJESCOでございます。

【〇〇委員】

JESCOですね。それは、現場でMEPSから工事業者に発注しているのですか、それともJESCOから発注しているのですか。

【JESCO】

JESCOから工事会社に工事を発注しています。

【〇〇委員】

ということは、J E S C Oがこの機器の交換の責任を持たなければならないわけですね。

【J E S C O】

そのとおりです。

【〇〇委員】

全く知りません、任せっ放しでした、結果が出ました、悪かった、それはあそこですという話ではないですね。その点はどうお考えになっているのか、先ほどの話では納得がいかなかったのです。

【J E S C O】

J E S C Oから工事会社をお願いして工事をしてもらいます。J E S C Oの担当の人間も、適宜、工事の現場等をチェックしておりますけれども、四六時中ついているわけではございません。したがって、工事は工事会社にお任せして報告を受ける形になっております。ですから、今回はヒューマンエラーだと思うのですけれども、そこをJ E S C Oが常に監視して防止するというところまでは難しいと思います。

【〇〇委員】

そこだと思うのです。後でペーパーでそれを解決する方法について検討しているという話があって、それは当然だと思います。〇〇さんが指摘されているのは、J E S C Oがその責任を持ってどういう関与をしていくか、きちっとしたものがないということが繰り返されているということが初歩的ないろいろな問題を起こしているという指摘に僕には聞こえたのです。

僕らは現場にいるわけではないから細かい関係はわかりませんが、たまたま図式的な質問をしたのです。それは、最終責任がどこにあって、現場の施工業者というのは、その中でどこまで責任を負っているのかということについて、あの中ではわかりません。ところが、回答では施工業者に責任があるという言葉が出たから、それは違うだろうと。つまり、〇〇さんの指摘の答えになっていないと思ったので再質問をさせていただきました。

質問はこれで終わりにしますが、もう一つ、この中で第2再生溶剤という言葉があります。これがどういう性質の物質なのか。

この中にP C Bの濃度が若干出ていますけれども、今回、新しい期の初めての会議でもあるから、といってもほとんどの方が前から連続して委員をやられているから事情はある

程度了解していると思うのですが、活性炭の問題でも、現時点では溶剤がP C Bの移動に大きな役割を果たしているということが出てきまして、ここでは第2再生溶剤が出てきています。私どもも、この溶剤がどんな役割を果たしていて、どういうものなのか、活性炭に影響を与えるだけのものが出てくるということについては、今のように突発的に一定の量がどんと出てきたから事故になるけれども、かなり日常的に工場の中に溶剤が空気中に相当出ているのではないか。それが結果としていろいろな問題を起こしている可能性があるかと私どもは推測しています。我々として、溶剤とは何なのか、どういうものなのかということ調べているところですが、第2再生溶剤とはどういう性質のものなのか、あるいは処理過程の中でどこの部分に属するのかを教えてください。

【J E S C O】

溶剤は洗浄に使っております。洗浄溶剤という言い方をしておりますけれども、大きく2カ所に分かれております。まず、受け入れたコンデンサーやトランスを解体するときに洗うために溶剤を使います。そちらは、最初のP C B濃度が高い部分ですので、比較的高いP C B濃度の溶剤が出てまいります。それを第1洗浄溶剤と申し上げております。

今回対象になりましたのは第2洗浄溶剤でございます。こちらは、後段の洗浄工程、真空超音波とか攪拌洗浄といった洗浄工程で使う洗浄の溶剤として、P C B濃度としては前処理工程に比べると1オーダー以上低いP C B濃度になります。具体的には0.1ppmオーダーのP C B濃度です。実際はそのもう一桁ぐらい低い濃度になります。

【〇〇委員】

内容、処理の経過はわかりました。

今後の問題として捉えていただかなければならないと思っている点は、その溶剤がどの程度空気中に漏れているのかについては計測しているのでしょうか。

【J E S C O】

P C B濃度はオンラインモニターで計測しておりますけれども、溶剤の濃度は常時計測しておりません。

【〇〇委員】

これは、そうだという意味で言っているのではないので誤解しないでほしいのですが、実は、室蘭は肺疾患が非常に多い地域らしいのです。特に、〇〇構内は肺疾患が多いと言われております。僕らが重視しているのは、いろいろな情報が入ってくるのですが、構内で働いている人たちが肺がんで死ぬ率が高いというのは一般的に広くうわさになっています。我々が心配しているのは、このP C Bの工場で一生懸命頑張って働いているの人たちに、もし空気中に一定の濃度で溶け込んでいてそれを吸い込んでまた吐いて

を繰り返していく中で体に影響を与えることはないのだろうかということです。なおかつ、先ほどから言っていますけれども、活性炭の問題でも溶剤の働きが非常に大きいがためにPCBが前でひっかかかっていなくてはならないのに後ろに流れているという結果は僕らはまだ納得していませんけれども、そういう問題が出ているということを考えたら、この溶剤について今まで余り問題にしてこなかったけれども、かなり真剣に検討しなければならないのではないかと考えていますので、一つの問題提起として考えていただきたいと思います。

【〇〇委員】

どこに責任があるかということで3人が発言されたと思うのですが、北九州に行きましたときにベンゼンの基準を超えた放出があって、それがどうして起こったかということとは、ここは違いますけれども、JESCOがいろいろな仕事を幾つかの会社に分担させて、JESCOに不具合の情報が入ってくるのがかなり遅れてJESCOは知らなかったということが起こっております。つまり、これは会社が全部というわけではないのですが、分担というか、どこが責任を持つかが曖昧になっていると感じられるのです。ここも似たような性格だと思うので、その点をどういうふうに解決するかというのは大きな問題だろうと思います。これは、きょう解決するというわけにはいかないですが、やはり真剣に考えてもらいたいのです。

もう一つは、全然別の話で、1都3県から5,562トン入っております。ここで第2施設をつくるといったときに、東京から来るのは4,000トンです。それに基づいて、こういう計算であれば期限内に解決できると私たちは説明を受けたのですが、私は、市民説明会の中で、それではだめだろうと、もっともっとたくさん出てくるだろうと思いました。私は、ここで受けるな、東京で第2施設をつくれ、そうしないとそう簡単にはいかないと。第2施設というよりも、引き受けるなということを行ったのですが、4,000トン以上に出ていますね。この後は出ないのでしょうか。もっと出るような気がしてならないのです。

もう一回言いますけれども、第2施設をつくるのではなくて、新たに1都3県を引き受けるときに4,000トンという説明があったということです。そのあたりを心配しているのです。心配してもしょうがないのですが、問題かなというふうに思うのです。

【JESCO】

今、ご質問いただきました1都3県から運び込まれる処理対象物を含めたものについて期限内に処理ができるかということでございます。

前回の円卓会議の2月の時点でご説明させていただきましたように、安定器汚染物と計画的処理完了期限ということでは平成35年度末ということでございますけれども、私どもは、現時点では、期限内にこれらを処理できると考えております。ただ、現在、安定

器等につきましては、掘り起こし、総ざらいということで各道、県、市におきまして実施いただいているところがございます。それに対して処理対象物も出てきているところがございます。ただ、それらの中には必ずしもPCBを含有していないものもございますので、私どもが引き受ける際には、PCBが含有するものを仕分けていただいで処理するのが大切だと考えております。

そのような取り組みを進めることによりまして、処理期限内に処理できるように努めてまいりたいと思っております。

【〇〇委員】

今まで掘り起こしをしてくださいとさんざん言ってきたのですが、その中で登録重量の推移というのは記憶にないのですが、今後、この部分がどの程度までふえると環境省では見込んでいるのか。というのは、生産されたものと登録されたものと物すごいギャップがありますね。これも毎回言っていることですが、その間の部分はどこまでを見つけることを目標にしているのか。また、見つけられなかった行方不明の部分は今後どういうふうにしようとしているのか。これは毎回言っているのですが、明快な答えが出てなくて、毎回調査します、調査します、調査しますで終わっていますので、その辺の説明がいただければと思います。

【環境省】

ありがとうございます。

その点につきまして、前回もご質問いただきましたときに調査をしていると申し上げました。現時点でも、その調査が完了しているかという、まさしくその調査の支援を始めたところがございますので、残念ながら明快な答えを申し上げることはできません。おっしゃるとおり、生産されたもの、今見つかっているものと、これから見つけられるものには差がございます。それについては、見つからずどこかに退蔵されているというだけではなく、残念ながら既に環境中に放出されたもの、紛失したものも幾つかあるというふう把握しております。それらについて、これまでに残されている期間内に、それよりも早めに目標を立てられるように調査を進めていくというのが現在の状況でございますので、できる限りその調査の支援をして調査自体を早目に完了するというのが今できる最大の取り組みかと思っております。

【座長】

何かあれば、後ほどご質問やご意見を出していただくこととして、次のモニタリングの結果についてお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料3－5をごらんください。

これは環境モニタリングの測定結果を取りまとめたものになっておりまして、ページ1とページ2が周辺地域環境の測定結果となっております。ページ右側の太枠で囲った部分が前回の円卓会議以降に判明した測定結果となっております。

次に、ページ3以降ですが、こちらは排出源の測定結果となっております。

まず、ページ3に当初施設の測定結果、ページ4に増設施設、ページ5がボイラー騒音、振動、悪臭の測定結果となっております。最後のページ6が排水の測定結果となっております。

結果を申し上げますと、周辺環境と排出源いずれの測定結果も基準値から十分低い値になっており、特に問題となる値は検出されておられません。

以上で資料3－5の説明を終わります。

次に、資料3－6により、立入検査の実施状況についてご説明いたします。

3ページ目と4ページ目の太枠で囲った部分が前回の円卓会議以降の立入検査の結果となっております。

計6回の立入検査を行っており、そのうちの1件は3月にトラブル事案の報告があった際に現地確認を行ったものとなっております。また、5月には増設施設において排出源モニタリングの立ち合いをしております。このほかの4件は、通常の立入検査として運転状況の確認等を行ったものです。

以上、資料3－6の説明とさせていただきます。

【座長】

ありがとうございます。

何かございますか。

なければ、続いて、内部技術評価についてお願いします。

【JESCO】

それでは、資料4に基づきまして、北海道事業所における内部技術評価の結果につきまして本社の吉口が報告させていただきます。

私どもJESCOでは、施設の健全性と運転、操業の確実性の確保と、それらの維持向上を図るため、各処理施設につきまして、毎年1回、内部技術評価を実施することとさせていただきます。

設備、ハードの面につきましては、定期点検を行っているわけですが、この内部技術評価は管理全体についての定期点検とも言うべきものでございまして、管理の側面を網羅的、体系的に評価するというものでございます。

北海道事業所につきましては、昨年12月に9回目の内部技術評価を実施したところでございます。この昨年度の評価結果の報告をさせていただきます。

まず、内部技術評価の仕組みでございますけれども、実施フローを資料4の後ろにある別紙1につけさせていただいております。

内部技術評価を実施いたしますのは、私ども本社事業担当の取締役のもと、評価責任者は私でございます。評価チームを設けまして中心となります主任技術評価員、さらに技術評価員数名で評価を実施いたします。実施のフローでございますけれども、まず、技術評価の実実施計画を定めまして、評価の項目、内容をどうするか設定いたします。その際には、前回の技術評価で指摘があった事項についても対応状況を確認するという事で計画いたします。そして、評価を実施するわけでございますけれども、あらかじめ評価項目に沿ったチェックリストをつくって、ヒアリング、現地調査を実施するという事でございます。

その結果でございますけれども、適合事項、指摘事項、さらには適合事項の中で所見を付すものという三つの区分で結果を取りまとめます。その中で指摘事項、これは改善、是正すべき事項があった場合は、直ちに改善、是正すべきものなのか、計画的に取り組みを進めるべきなのかということを考えて必要な措置をとっていけるようにするわけでございます。そして、評価の結果は、評価報告書ということでまとめまして各事業所にバックします。当該事業所は、その結果に基づきまして対応をとって、次の年度にさらに技術評価を重ね、PDCAサイクルを回していくという事でございます。

資料の1ページ目にお戻りいただきまして、昨年度の技術評価でございます。

対象の期間は平成27年12月から平成28年8月末まででございます。1年弱になっておりますのは、さらに前の年度の後のところから当該評価を実施するまでの数カ月前ということでございますので、このような期間になっております。

評価項目でございますけれども、あらかじめ評価項目と評価内容を記載したチェックリストを作成すると先ほど申し上げました。そのような形で行っているところでございます。

昨年度の内部技術評価では、全事業所共通の重点事項として3点設定しておりました。1点目は長期処理計画ですが、その年度計画に基づいて計画どおりに処理が進んでいるのか、また、その処理を支えるのが施設の健全性でございます。長期保全計画及びその年度計画に基づいて、計画どおりにしっかりと保全がなされているのかということです。

2点目として、処理期限が迫っておりますので、期限内での処理完了に向けまして未処理の対象物についての対応がしっかりとられているか。その際には、処理に手間がかかるものもございまして、そういったものも含めまして未処理の対象物についての調査、現地確認が進んでいるか、処理計画はしっかりと立てられているかということでございます。

3点目として、先ほどもご指摘がございましたが、北九州事業所におけるベンゼン濃度の協定値超過事案を受けまして、そうしたことを教訓にして、トラブル未然防止のために運転会社に対する操業指示を含めまして、操業管理体制がしっかりとられているかという

ことです。

これら3点を重点に置いて評価を行ったということでございます。

今申し上げた点も含めました具体的な評価項目一覧は、この資料の最後の別紙2にございます。

操業管理、設備管理、環境管理、安全衛生管理、環境安全異常事態等発生時への対応等、管理の各側面を網羅的、体系的に捉えて評価項目を設定しておりまして、評価項目数としては124の項目をチェックしたということでございます。

資料の2ページをごらんいただければと思います。

評価結果でございます。

評価結果は、先ほどの実施フローで三つに区分して評価をすると申し上げました。基準に適合しているものについては適合事項ということでございます。改善、是正すべき事項がございましたものは指摘事項となります。

所見でございますけれども、適合事項についてさらに改善のための意見を付す、あるいは特記すべきような点があったものにつきましては、基準に適合しておりますが、所見を付するという形で整理いたします。

そして、北海道事業所の昨年度の評価結果ですが、124の評価項目につきまして指摘事項はございませんでした。いずれも適合事項であったということでございます。そのうちの4項目につきましては所見を付してございますので、この所見につきまして次のページから具体的にご説明、ご報告申し上げます。

まず、所見の1点目でございます。

処理に伴いまして運転廃棄物が出てまいるわけですが、これらはプラズマ溶融分解設備で処理をすることになりますので、その量が多いということになりますと、プラズマ溶融分解設備の負荷となります。このため、運転廃棄物を低減することが重要ですが、その低減のために北海道事業所では当初施設での取り組みとして、処理、払い出しを行う上で追加的に必要となる設備、例えば破碎設備ですが、これを平成30年度に導入するという計画を持っておりました。本社の評価チームとしましては、長期処理計画を検討する上で運転廃棄物対応は重要でありますので、できるだけ早く検討を進めることが望ましいということで、平成30年度よりも早期に導入の検討を願いたいといった所見を付しているものでございます。

この所見に対する現在の対応状況ですが、北海道事業所では、昨年度から運転会社、設計施工会社と検討会議をもって取り組みを進めております。今年度は、既存の破碎機によりまして破碎試験と破碎物の洗浄方法の検討などを実施する計画としており、早期導入ができるように実際に検討も事業所で進めているところでございます。

所見の2点目でございます。

プラズマ溶融分解設備の能力、稼働の改善に向けまして、北海道事業所ではこれまでも取り組みを進めてございますけれども、新たな試みとしましてトーチ電流可変モードを試

行しております。これは低電力モードということで、きょうもごらんいただきましたけれども、最終の缶の投入から出滓開始までの時間を削減する、あるいは、スラグ温度を抑制することによって出滓樋の溶損の抑制をする、こういったことを狙いまして低電力モードの使用を試行してございます。こういった取り組みは非常によい事例で、南のほうの北九州にも参考になるということで、そういった所見を付させていただいております。

所見の3点目でございます。

設備保全における安全管理体制でございます。

プラズマ炉補修、点検等の際に広範囲、長時間の作業につきましては、工事計画書に基づく説明会を実施しておりますが、その際の議事の記録でございます。議事の記録は残っておりますけれども、残念ながら、しっかりとした形ではございませんでしたので、出席した出席者名の記録も含めまして正式な議事録とするようにといった所見でございます。これにつきましては、技術評価以降、最初の工事の説明会から正式な議事録が作成されているところでございます。

所見の4点目でございます。

作業手順の関係でございますけれども、作業手順に関しまして、北海道事業所では、毎月、運転会社から提出されました作業要領書を確認して見直しにつなげております。実は、こうした作業手順は多数ございますので、その見直しにつきましては各事業所で苦労しているところでございます。検査時期などにまとめて行っているケースも多いわけですが、北海道事業所におきましては、毎月こまめに迅速に対応しております。これは、よい事例ということで、他の事業所にも参考になるということで所見を付しております。

これが昨年度に付しました4点の所見でございます。

次のページに行きまして、平成27年度の技術評価の際に付しておりました所見への対応につきましてご報告させていただきます。

所見の1点目は、プラズマ溶融分解設備につきまして、処理能力の向上に向けた取り組みをお願いしたいというものでございました。その対応状況でございますけれども、北海道事業所では、溶融待ち時間を利用した運転廃棄物の処理の取り組みを進めますとともに、プラズマ炉の周りをれんがで囲っているわけですが、耐摩耗性向上れんがの性能確認テストを実施しているということで、実際に能力向上のための取り組みを進めていることを確認しております。

耐摩耗性向上れんがの確認テストにつきましては、耐摩耗性を向上させますと逆に割れの発生も考えられ、そこら辺がトレードオフでございますので、現在、技術的なバランスを検討している状況でございます。

所見の2番目は、作業環境の改善でございます。

プラズマ溶融分解炉の炉頂におけるトーチの交換作業を運転会社が実施するわけでございますけれども、足場の不安定性に対する問題提起がなされておりました。これについま

しては、昨年度定期点検中に、その場所にメンテナンスデッキを設置して、しっかりと対応をとっているところを確認しております。

所見の3点目は、法改正への対応ということでございますが、フロンの排出抑制法の関係でございまして、法令に基づきまして、業務用の空調機等は、点検、整備をしまして、その記録を保管しておくことなどが義務づけられております。当初施設では点検、整備の記録はされていたのですけれども、その時期や完了状況の確認が難しいような記載の仕方でありました。これにつきましては、増設設備の記録方法、保存方法を参考にしまして、当初施設につきましても対象機器使用一覧と対応概要がしっかりと整理されまして、これにひもづけられた点検記録簿も作成されていたことを確認したところでございます。

所見の4点目は、フォークリフト作業の関係でございます。

フォークリフト作業につきましては、増設設備の作業の指示は重機等施設内搬入許可願にて対応してございました。これにつきましては、労働安全衛生法に基づきます作業計画書を作成し、作業者に周知し、作業を進めてもらうことが重要でございますので、そのような指摘をしていたところでございます。

この対応でございますけれども、増設施設でも当初施設と同様の様式でしっかりとした適切な作業計画が作成されまして作業者への周知も行われているということを12月の技術評価の際に確認しているところでございます。

以上、内部技術評価の結果につきましてご報告申し上げます。

【座長】

ありがとうございます。

今のご説明に何かご質問はありますか。

【〇〇委員】

これは平成27年12月1日から平成28年8月31日までの結果となっているのですけれども、例えば、平成28年度に不具合事象が47件あって、今回のようなポンプのフランジの漏えいとかがあった場合に、実際に項目の中に反映されるのでしょうか。そういう細かい項目まで入るものなのか、もう少し違う視点で見られているのか。所見はわかったのですけれども、細かい話しというよりは、もう少し視点を上げている印象を持ったのですが、今回のトラブル事象があった場合に、報告書に所見が入る可能性があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

【JESCO】

内部技術評価の評価項目は別紙2ということでつけさせていただいています。設備の関係のトラブルにつきましては、別紙2の2の設備管理の中に設備トラブルの発生時の対応とトラブル事例がございまして、内部技術評価の中でも対象期間での発生状況がどうで

あったか、その対応がどうであったかということを確認することにしております。ただ、実際にトラブル対応につきましては、一定のレベルのものは速報の段階からJESCO本社に各事業所からこういったトラブルが発生したということ報告してもらおうことになっております。そのトラブル情報につきましては、他の事業所にも流して水平展開の取り組みをし、類似事案の未然防止に努めているところでございます。

きょうございましたように、発生原因の分析、その対応策がまとまった段階で改めて本社にもトラブル対応の報告が当該事業所からなされます。その結果につきましては、再度、他の事業所にも水平展開をして、類似事案の未然防止に努める、そのような取り組みもトラブルの発生の都度に進めております。それとともに、この内部技術評価では、管理は全般的でございますので、それを網羅する体系的に捉えるということで、一個一個の項目を細かく見るということまでは内部技術評価で進めるのは難しい面はございますけれども、全体的にということでは年に1回捉え直しているということでございます。

【〇〇委員】

今のことに関連して、先ほどの質問にも関連するのですが、設備等は時間がたって経年劣化が進んできているだろうし、それを予想して計画もある程度持っていると思うのですが、それはどの程度まで持っているのか、お話ができるならしてほしいのです。また、それをどこの分野が管理しているのか。

経年劣化云々の前にいろいろな事象が起きてくるから、その段階で見直しをすることもあるかもしれませんが、計画の進行という点でいけばそこは評価の対象になってくるはずで、それらの計画についてここで評価しているのかどうか。

【JESCO】

経年劣化に対する取り組みでございますけれども、各処理施設では長期保全計画を策定することにしてございます。その長期保全計画に基づきます対応の進捗状況につきましては、内部技術評価でも別紙2の2の設備管理の中にございますように、それも含めてございます。

この長期保全計画は、処理が完了するまでの期間を見込みまして、大きな設備保全、中程度の設備保全と、重要度等を考慮した全体の計画をつくっており、それに基づいて各年度で劣化に対する保全の取り組みを進めるわけですが、対策を進めまして、定期点検がございまして、点検の状況を踏まえまして、さらにそこを計画どおりにするのか、部分的に見直しが必要なかが明らかになってきますので、この長期保全計画では、PDCAサイクルを回しまして、毎年度見直しをかけながら取り組みを進めているということでございます。そういうことで、できるだけ漏れのないように、基本的な考え方を整理しながら、そのときの実際の点検結果も反映させながら取り組みを進めているところでございます。

【座長】

ほかにありますか。

ちょっと戻って、真空ポンプのフランジからの漏れのことで、資料3-4の概要のところです。

2月25日にポンプを外してポンプを交換して、その段階でボルトの締めがどういう状況というのは書いていないのですが、それから2月25日から3月1日までの間作業が空白で、3月1日からのところを見ると試運転は3月6日以降に実施するという事になっています。ところが、3月4日に再生溶剤の張り込みを開始して4日にトラブルがわかったという時系列になっていて、このポンプの取りかえ工事というのは本来こんなに時間がかかるものなのかどうなのかがよくわからないのです。

もう一つの問題点は、監督員のAとBという人とMEPSの液処理班という三つの人格しかなくて、具体的に真空ポンプを取りかえるとか、取りかえたバルブや緩んでいるボルトナットを締めるということは誰がどこでやるのか、具体的な作業に当たる人の問題が、最初の発生の段階から応急処置のところまでの記述がありません。

それから、再発防止策のところも、誰が再発防止策をするのかということです。ヒューマンエラーと書いてあるのですが、再発防止策でS社へ監督員の教育などの業務改善と言われて具体的な作業実施者に対するコメントがなくて、一番最初にこの事業所の操業がおくれたのは溶接不良でしたね。それも、動き出してから溶接不良が起きたことがあって、同じことを今やっているのかという印象を受けています。

現場のポンプを1台取りかえる工程管理もこれぐらいの余裕がないとできないものなのかどうかということも含めて、最後に書いてある水平展開も再発防止対策もこれでいいのか、もう一度読み直したら気になったのですが、JESCOから何か見解はありますか。

【JESCO】

まず、ポンプの工事期間については、今、定かに記憶していませんけれども、メインの工事はほぼ1日で終わるような内容の工事でした。それから、作業者はS社の監督のもと、下請といたしますか、工事業者の作業員がポンプの更新工事を行っているという作業形態でございました。

再発防止に関しましては、S社、JVと我々JESCOとの間で、今回のトラブルを踏まえて何が問題だったのかという観点のもとに数回にわたる協議を行いました。それらの協議を踏まえて、こういう点が問題だったのだろうというところで、そのための再発防止策を考えましょうということで、幾つかの再発防止策を打ち出して、今後実行していくということでございます。

具体的に言うと、人の体制やスケジュールに余裕がなかったのではないかと、また、外したフランジを復旧するときのチェック体制も含めて、今後の反省点として見直しをかけていこうということで計画を立てております。

【〇〇委員】

3月1日のときに、試運転については、工事日程の関係から3月6日以降に実施することとしたと。3月4日の21時からMEPSの液処理班が再生溶剤の張り込みを開始したと書いてあるのは、3月4日からやらないと3月6日に試運転ができないという意味ですか。

【JESCO】

そのとおりです。

液を張らないと試運転ができないということもございまして、先ほど一つ回答をし忘れましたけれども、今回のトラブル事象は、工事に関してはMEPSは直接かかわっておりません。実際に工事が終わって、液を張って、設備を立ち上げていくわけですが、その準備としてMEPSが液張り作業を行っていたということでございます。フランジが緩んでおりましたので、本来緩んでいなければ何の問題もなかったわけでございますけれども、緩んでおったので準備作業で液張りをした液が緩んだところから漏れてしまったということでございます。

【〇〇委員】

具体的にお伺いします。発注者はJESCOですね。請負者がS社ですね。

【JESCO】

そのとおりです。

【〇〇委員】

当然、S社は、請負者としての責任において、工事発注者の注文に基づいて行って、工事が完了したチェックを工事の実施者として行いますね。

【JESCO】

そのとおりです。

【〇〇委員】

それが間違いなく終わったかどうかをチェックするのは、発注者のJESCOですね。MEPSではありませんね。

【JESCO】

MEPSではありません。ただ、工事が終わって、例えばフランジがきちっと締まって

いるかというところまでの確認は J E S C O としてはやっておりません。それは、工事会社の責任においてお任せしています。

【〇〇委員】

そこが問題だと思うのです。僕が最初に質問したのは、MEPS ではないですね。J E S C O が発注したのですね。請け負ったのは S 社ですね。S 社の責任は明確だから、場合によっては今後の取引の対象に罰則的な要素が入ってくることは考えなければいけない。しかし、発注者は J E S C O です。これは一番最初から論争にもなっているのですけれども、MEPS というのは運転会社ですね。運転会社は、J E S C O からこれで運転できますよという口上を受けてやっているわけです。それは、やってしまったから後はおまえらだろうという話ではなくて、今の場面においても、J E S C O は発注者として責任を果たさなければいけないのです。そこが果たされていなかったから、MEPS が十分に確認をしないで行った結果として……。

【J E S C O】

MEPS ではなく S 社です。

【〇〇委員】

S 社はやったということで J E S C O に渡したわけでしょう。J E S C O は受けたのでしょ。そこが大事なのです。これは、溶接のときもそうだったのです。J E S C O が発注をして S 社が工事を完了しました、J E S C O にお渡しいたします、これが工事契約の基本です。だから、J E S C O は、受けましたという時点で J E S C O において完了検査というのはどの工事でもやるのです。工場から出すときには、工場の出前検査をやって、受けたら受けた側が受けたときの検査を普通製品はやるものなのです。

その流れから見ていったら、S 社は不完全だったからこの事故が起きたことは間違いのないのです。しかし、J E S C O がやるべきことをきちっとしなかったからこそ防げなかったのです。MEPS が液を入れる過程でやるだろうという予測でやったのだとすれば、それは MEPS ではなくて J E S C O の責任です。〇〇さんが最初から初歩的なミスをやっているというのが考え方の原点です。工事契約とか製造契約というのはどういうものかということをもう一回点検しなければだめだと思います。

つまり、J E S C O がやるべきことをやっていなかったからこの事案は防げなかったのです。S 社の責任はもちろんあります。本来、S 社が完璧な工事をして J E S C O に渡していればこの問題は起きなかったのです。これは第 1 段階です。しかし、第 2 段階でそれを防ぐのは J E S C O の責任です。それを受けて、MEPS が運転会社として次の責任を負っていくわけですがけれども、そこが省かれたのではないかということに気がついたのです。

それだったら、一番最初の操業のときに溶接が不十分だったのを受けて云々という話は皆さんよく覚えていますね。あの話に戻ってしまうのです。それは、〇〇さんが指摘されたことはずばり当たっているのです。そこに気がついていないということに問題があるのです。だから、この責任の基本はJESCOにあるのです。もちろんS社にも請負業者として責任はあります。今後どうするかは検討してください。しかし、根本的なところはJESCOにあるのです。JESCOの姿勢に問題があったということを理解すべきだと思います。でなければ、きょうの会議に意味がない。

【座長】

私も同じ意見です。再発防止策のところでは作業完了確認後必ず担当に外させる、それは当然そうですね。でも、この担当というのは、前の概要のところを書いてある監督員か、実際に作業をした人間なのか、この再発防止策では区別がつかないのです。

次に、応急対策として今回の点検工事において開放したフランジのボルトの緩みがないか図面を用いてとありますが、図面を用いてボルトの緩みをどうやって調べるのですか。

そして、①とか②というのは当たり前の話で、ほかのところでは緩みがあったらもっと大変なことになります。

3月4日にMEPSに再生液の張り込みをさせて、1階にまで油が落ちるくらい、これは1時間50分くらい、誰が何を見ていたのですか。

【JESCO】

発見したときは、MEPSの巡回員の方が……

【座長】

それは巡回の人でしょう。巡回の人でも、工事をしていてボルトが緩んでいないかどうか分からないときに油が張り出したら、ボルトのところで見ているのが当たり前ではないですか。自動車の整備工場だってそれぐらいのことはやりますよ。

特に、新しい工事をやるのではないのです。新設ではなくて、更新です。更新のときにどうやってチェックするか。自動車の整備工場だって、車検のときの見方と新車をチェックするのとやり方が全然違います。

そういう意味では、結果はそうかもしれないけれども、トラブル事象という形になっているけれども、概要とか時系列とか、発生原因はこういうことなのでしょうから、それに対する対策をもう少し考えて、繰り返し起きないように対応をどうするか。

もう一つは、先ほど〇〇さんが言われたように、発注者から工事、ましてや下請があった、それから、実際のプラントを動かす運転会社のMEPSの中の情報の伝達機構の曖昧さに関して再点検をお願いしたいという気持ちがあります。

これだけ申し上げたから、別に報告してくださいとは申しませんが、そういうと

ころをぜひお願いしたいと思います。

先ほど内部技術評価のご報告もありましたけれども、内部技術評価報告をするレベルとこういうレベルとは違うのかもしれませんが、こういうレベルが区分Ⅳになっているかもしれないけれども、私は、この報告書を見たら区分Ⅳよりもう少し重大なポイントだと思いますので、もう一度、関係者で再点検をして再発防止策と水平展開について工夫をしていただきたいと思いますので、お願いします。

【JESCO】

安全対策課の鈴木と申します。

今までのご指摘の内容については全くおっしゃるとおりです。ただ、1点誤解がありますので訂正させていただきたいのですが、まず、2月25日から3月4日段階でも工事途中ということでJESCOへは引き渡しは終わっておりません。3月6日以降、確認した後での引き渡しということで、この段階ではJESCOで確認は全くしておりませんでしたので、そのことをご報告いたします。

もう一点は、別添資料2の2ページ目、3ページ目ですが、これもご指摘のとおりJESCOの関与は非常に薄い面が見られましたので、今後については、やったことはJESCOも必ず確認しようということで、こういう方式をとるという対応を考えさせていただきました。

【座長】

わかりました。わかりましたけれども、JESCOに引き継ぎを受けていないというのだったら、なぜ3月4日にMEPSに気液分離槽に第二再生溶剤を入れるという指示を出したのですか。

JESCOとMEPSは契約関係があるけれども、S社とMEPSとの契約関係はないでしょう。それなのにどうしてJESCOと請負関係にあるMEPSに再生溶剤をプラントの中で動かしたのですか。それは論理が合いません。先ほど〇〇さんも言われたように、明らかにJESCOも関係しているのです。点検する試運転のために、試運転するのがいいですという指示をJESCOが出したことになりますよ。

おっしゃることはわかるけれども、わかるから余計に、〇〇さんもおっしゃったように誰が発注者で誰が請け負いで誰が中間責任だという責任を明確にしてやってくださいということです。しかも、前回も前々回も先ほどもお話がありましたように、定期的な更新・交換工事が多いわけですから、新設のときはさらにつくるから調整も何とでもできます。全体が終わって試運転が終わって引き渡すという話で、更新・交換工事のときには特に責任の分界点が難しいから、その辺のところは注意してくださいということに尽きるわけです。よろしくお願いします。

それでは次に、環境省及び道における今年度のPCB関係事業の概要について説明をお

願います。

【環境省】

資料5-1に基づきまして、環境省における今年度のPCB関係事業の概要についてご説明いたします。資料につきましては、まず、予算に関係すること、環境省の体制に関係すること、また、予算には関係しますが、最後に広報についてという3点のご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、まず予算についてでございます。

今年度のPCB関連予算等の概要ということでまとめてございます。

全体については1ページにございますけれども、本日は、黄土色のところに絞って、特に今年度の増額や新規の対策が入ったところに絞ってご説明をさせていただきます。

2ページのPCB廃棄物適正処理対策推進事業でございます。

こちらは、継続事業でございます。PCB廃棄物の適正処理を進めていく上での都道府県市とともに進めております掘り起こし調査の効率化、早期完了に向けた取り組みですとか、低濃度PCB廃棄物の処理促進に向けた取り組みという関連の予算でございます。

こちらにつきましては、昨年度とほぼ同額の1億4,200万円の予算と、昨年度から繰り越して予算執行しております2次補正でついた1億9,800万円の予算で現在執行しているところでございます。

補正予算等の主な増額部分といたしましては、掘り起こし調査の調査マニュアルなどをまとめてこれまで改訂をしてきました。それについて早期の完了に向けて事業概要の右側に書いております一つ目でございますが、地方自治体や掘り起こし調査対象事業者からの調査実施に係る相談に対応するための専門家派遣などについて主に増額しているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、その点の詳細をまとめてございます。

こちらの事業につきましては、ことしの5月から、財団法人産業廃棄物処理振興財団に、請負業務として大きく5点の支援業務を開始しているところでございます。

まず一つ目は、PCB全般に関する相談窓口の設置による支援でございます。こちらは、都道府県市からPCB廃棄物に関する日常の問い合わせ等に対応する専用窓口を設置しております。また、この窓口を都道府県市の窓口の代理として事業者案内することも可能としております。これにより、都道府県のご担当の方に限られたキャパシティのサポートをさせていただくということでございます。

2点目としまして、都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援でございます。

こちらは、一つ目の日常的な窓口とは別に、都道府県市が掘り起こし調査、特にアンケート調査などを行う際、その調査時に調査票を受け取った事業者からの問い合わせ、記入の指導などについての問い合わせが殺到いたします。こちらについて、それぞれの専用窓口を設けまして調査票をこちらで入手した状態で記入の指導をしていくという窓口も設け

てございます。

3点目は、都道府県市が実施する現地調査、立入検査に対する支援でございます。

P C B 廃棄物の保管の恐れがある事業者に対しては、都道府県市の担当者が現地調査や場合によっては立入検査を実施することになっておりますけれども、P C B 廃棄物の判別方法や見分け方、また残置されている可能性の高いところについての技術的助言を行い同行するという専門家派遣を希望に対して行うこととしております。

4点目は、自治体の担当者向けの説明会の開催の支援でございます。先ほどご説明したような調査に対しまして、実施手順や判別方法を事前に説明会などを開いてより効率的に実施できる体制を強化していくという取り組みを行っております。

最後に、事業者向けの説明会に対する支援でございます。都道府県市が行う説明会に対して講師の派遣を行うということを実施しております。

次のページは、P C B 廃棄物対策推進費補助金でございます。こちらについては、昨年度より1億円の増額ということになっております。この増額部分につきましては、右下にフロー図がございますけれども、基金による行政代執行支援の流れというものがございます。こちらにつきましては、北九州事業エリアにおきまして、来年度以降、変圧器、コンデンサーについては処分期間を超えてしまうこととなります。こういったものに関しましては、改善命令、最終的には代執行の措置を講じていくということになりますけれども、これらに対しての自治体の負担を軽減するための基金を国と製造業者で設立することにしておりまして、国からは毎年度1億円の予算を計上し基金を造成するというところで、事業者に対して同額の出捐の協力依頼をしているところでございます。

1枚おめくりいただきましたところは、J E S C O の事業完了後の原状回復の基金の積み立て、その次はP C B 廃棄物処理施設整備事業としまして、先ほどの長期保全計画などに基づいた整備の予算を昨年度と同額で計上しているところでございます。

7ページのL E D 照明導入促進事業でございます。

こちらにつきましては、もともとはエネルギー特別会計によるC O 2 削減事業で、主に右上の事業を行ってございました。今年度から新規増額事業といたしまして右下のP C B 使用照明器具のL E D 化によるC O 2 削減推進事業を立ち上げております。こちらにつきましては、従来のC O 2 削減の事業に加えまして、P C B の早期処理に努めていただくというコベネフィットを狙った事業でございます。この予算を活用することで従来よりも高い補助率2分の1で、設備の更新工事や買い換え機器の購入費用の2分の1の補助ができるという事業でございます。これに合わせて掘り起こしの推進に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては、8ページにまとめております。

目的は、今申し上げた通りでございます。

対象事業の要件としましては、現在使用中の照明器具の安定器にP C B が含有されていること、それをL E D 化にする際にP C B を確実に処理していただくということと、安定

器を残さないようにLED一体型の器具を購入していただくということで要件などが定まっております。これについて工事費、設備費、事務費等の2分の1ということでございまして、こちらについては、現在、1次公募が終わったところでございますので、2次公募についても準備ができ次第実施していく状況でございます。

さらに1枚進んで、9ページでございます。

こちらについても、新しく設けられた予算とは別の低利融資の制度でございます。

日本政策金融公庫における貸付制度でございましてPCB廃棄物処理に係る運転資金の貸付制度でございます。こちらにつきましては、高濃度PCBのみならず、低濃度PCBの廃棄物についても認められた制度ということで新しく導入されております。こちらにつきまして事業者が処理をする際には、下の図で書いてございますけれども、処理費用のみならず、保管費用、運搬費用についての長期の運転資金についての低利での貸し付けがなされるということでございまして、高濃度のPCB廃棄物を処理する際には、右下にございます特別利率0.31%という低利で貸し付けができて、低濃度PCB廃棄物に関しては、基準利率の1.21%からの利率での貸し付けができるという制度でございます。これにより負担を平準化していただくということで処理に努めていきたいと思っております。

ここまでの予算等の概要でございまして、10ページに進んでください。

環境省地方環境事務所における体制強化についてでございます。

昨年度に法改正をしまして、処分期間が明確に定まっております。また、北九州事業エリアを初め非常に逼迫した状況でございまして、これについての都道府県市の掘り起こし調査、発見されたPCB廃棄物の早期の処分委託に関しての強力な指導をしていくということが必要になってまいります。これに関しまして、国も都道府県市と一緒に市と処分をしていくということで体制増強に努めてございます。

下にありますとおり、中部、近畿、中国、四国、九州の地方環境事務所でそれぞれ1名から4名の人員を増強しているところでございます。また、ここにある地方環境事務所以外にも従来からおりました職員を併任としましてPCB廃棄物の処理に努めているという状況でございます。ここ北海道事務所におきましても北海道地方環境事務所、また処理エリアとしての東北、関東の地方環境事務所に1名ないし2名の職員に併任として、PCB廃棄物の処理、自治体との密な連携がとれるような体制をこれから構築していくということでございます。

また、この体制強化につきましては、来年度以降についても環境省としては体制増強に努めていきたいと考えております。

最後に、広報についてのご紹介と取り組み状況でございます。

まず、11ページをごらんください。

昨年度の法改正に合わせまして、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定計画に格上げいたしました。これにより、政府一丸となって関係省庁全てで取り組みを進めていくことに

なっております。

その取り組みの一環としまして、昨年度から全関係省庁からそれぞれの業界団体に対してP C B廃棄物の処分期間内の早期処理を呼びかける通知文書を発出しております。昨年度末時点で業界団体961団体に対して発出しております。また、文書の発出のみならず、チラシ、ポスターなどを作成いたしまして都道府県市、関係省庁、関係業界団体に共同配布・掲示をお願いしているところでございます。現時点で、チラシ22万枚、ポスター約2万枚をそれぞれで掲示しております。その内容については、右下にあるような、それぞれの期限がわかるようなものを作成しております。この例は全国版ですけれども、それぞれの地域に絞ったものもあわせて作成しております。

また、マスメディアを活用した広報も実施しております、新聞紙面を活用した周知を昨年度末に大々的に行いました。全国紙としましては、日経新聞の突き出し広告ということで、タイトルの下にある少し小さいスペースでございますが、こちらにP C B廃棄物の早期処理を呼びかける広告を3月26日に政府広報として実施しております。

また、全国範囲の業界紙の日刊工業新聞では、3月31日にポスターのようなものを掲示しております。また、地方紙につきましては、北九州事業エリアでございますけれども、中国、四国、九州の全ての主要地方紙で全段広告を掲示させていただいております。

また、テレビ等も活用いたしまして、政府広報の番組枠や、特に北九州事業エリアですが、地方テレビでのニュースの特集での広報などを開始しております、こういったプロモーションをより幅広く今後も行っていきたいと考えております。

最後に、12ページでございます。

周知、広報の続きでございますけれども、経済産業省、環境省、J E S C Oでの説明会を毎年全国で開催しております。昨年度は16カ所ございましたが、今年度は30カ所にふやしまして中国、四国、九州、沖縄については全県実施するというところでございます。内容につきましては、この4点をそれぞれの担当者から説明をするということでございまして、具体的な開催都市については以下の30カ所でございます。

環境省からの説明は以上でございます。

【座長】

ありがとうございました。

【〇〇委員】

進めていただくのは非常にいいのですけれども、納得のいかない部分が幾つかあります。私ども弱小の宿泊施設がP C Bを発見し、これは急がなくてはいけないと思って、施設の蛍光灯を全部かえて、弱小施設で100万円以上かけて蛍光灯をかえたのです。そうしたら、LEDにすると半分は補助しますということです。何のために急いでやったのですか。

泣く泣く、ない金を出して必死になってやって、ご苦労さんも何もないです。当たり前だろうという感じで言われます。よくよく詰まってきたらそういうものが出てくるわけです。設備費、処理費にも物すごいお金がかかって、弱小企業が潰れる寸前のない金を振り絞って、私自身もこういう委員をやらせていただいているのもあるし、何とかこれをやらなくてはならないという責任のもと必死になってやって、ぱっと見たらこういうものが出てきます。

それから、私どもの施設で低濃度のものが見つかったのです。そして、検査は誰も面倒を見てくれず、どこに行っても相手にしてくれなくて大変苦労しました。

ところが、東京都のを見ていますと、半額補助なのです。東京都は低濃度で半額です。検査も補助します、多分、今度北海道で検査を補助するのでしょうか。

そういうふうに、我々が前から言っていたことをすぐにやらず、そんなことはできません、できません、できませんと言って、早くやらないと思って慌ててない金を振り絞ってやったところがばかを見るような施策というのは、私はちょっと納得できません。

それはそれで、早くやったのだから、おまえが勝手にやったのだからと言われるかもわからないけれども、国民がない金を振り絞って一生懸命やるということに対する誠意をきちっと見せること、それが日本国内からPCBをなくす第一だと思うのです。

多分、関係の皆さん方は、自分の懐が痛むわけではないのです。国際公約であるあと何年かの間になくなくても誰も責任を取らないと思うのです。大臣がやめるかもわかりませんが、多分それもないでしょうね。責任がない、我々、なけなしのお金を持っている人間だけが必死になって汗水垂らして必死になって働いているわけです。そういったことに対する誠意をきちっと示していかないと、多分、この日本からはなくなっていかないだろうと思います。

それから、今、掘り起こし作業を事業所を通じてやっています。その事業所だけに入っていない部分は結構あるはずですよ。どこかの県のホームページを見ていると個人の倉庫だとか家庭にも古い蛍光灯があるはずという注意を促している県もあるのです。そういった説明をここで国からも道からも受けたことはないのです。私はその可能性があるということの前から言っているのですが、それを国として道としてやっていないです。それもおかしいのです。そうでなければ、幾ら掘り起こし事業でお金をある程度出したからといって見つかるとは思えません。

また、事業者向けの説明会に対する支援を行いますという予算措置をされています。非常にいいことだと思うのですが、その予算措置をしている事業者向けの説明会の対象は、今までほとんど発見されていないところを中心にして事業者を呼んできているということではないですか。我々が建物の部分で、建築基準法にのっとってやったらいいですよとかいろいろ出しているのだけれども、それに対しても全くなくて、ただ単に何とか事業者、何とか団体というだけでやろうとしています。それでは掘り起こしにはなりません。

ついでに言わせていただくと、最後の広告です。

広報、チラシ、結構ですが、22万部をどこに配るのですか。業界団体に置いてというけれども、必要のない人が見るわけでしょう。

私が感心したのは、あるメーカーのパソコンの電池が発熱する可能性がありますという情報がインターネットを開くたびに出てくるのです。それなのです。それをなぜ国でやらないのかということです。今はインターネットの時代ですから、そういう広報をやらなくて、今までどおりのチラシ、それも22万部を地方公共団体に全部張って、見て、おっと思う人はまずいないです。それにお金をかけるのだったら、インターネットのほうにお金をかけたほうがわかるのではないかと思うのです。

それと同時に、地域で何名かずつの専任を置くための予算をとりますと。北海道は兼任ですね。北海道にはPCB専門の職員はいないのです。私は、先日、この会議に出席しますと電話をしたら、PCBの担当の係員に電話がかかると思ってかけても、わからないのです。PCBの担当がいらないからです。

国とか道とか行政機関できちっとやろうとするのであれば、ここに電話をしたらPCBの担当が出ますという措置をとるのが最初ではないですか。そこからスタートしないで、いろいろなことを模索して、我々が汗水垂らしても冷や水を垂らすような政策をされて、あと何年後には日本からPCBがなくなりますよと、それでは納得できないのです。できない可能性が高いです。我々は、必死になって、汗水垂らして、血を流しながら処理をしているのです。それに対して、皆さん方も汗水垂らして血を流してでもいいからやるといふ決意をここでしていただいて、北海道は北海道で、各地方団体は地方団体で、PCB担当をきちんと置くと。置けないのだったら、国が面倒を見て、何地域に1人ずつではなくて、必要なところにはきちっと人員を置くと。そういうことをやらないでこの事業が最後まで進むとは思えないです。ぜひやっていただきたい。私は切にそう思います。

【座長】

続きまして、北海道から説明をお願いします。

【北海道】

資料5-2、平成29年度PCB関係事業の概要についてご説明いたします。

まず、これはおさらいになりますので簡単にご説明しますが、昨年度、PCB特措法が改正されました。それを受けて国のPCB基本計画が改正されました。そこに示されている掘り起こしまでの流れですけれども、①番で掘り起こし調査を完了させ、②番で使用製品の廃棄を完了させる、③番で全てのPCB廃棄物について届出を完了させ、JESCOへ処分委託をさせ、JESCOに搬入をさせ、JESCOにおいて処理を完了させるという流れです。この流れを保つために都道府県等に対して権限が強化されたということがございます。その流れを受けて、北海道PCB廃棄物処理計画を昨年度末の平成29年3月

に変更しております。この中で、新たに拡充された権限については有効に活用する必要があるだろうということです。そして、排出者責任のもと、期限内に確実に処理をしていく必要があるだろうということを踏まえて計画を策定したものです。

次のページに参ります。

その内容について、主な変更内容をお示ししております。

処分期間の設定はお示したとおりですが、①番の丸に示しています。2番目以降の丸については、その処分期間を守るために何をしていくかということ項目立てしております。

2番目の丸になりますけれども、掘り起こし調査をやります。その次の丸になりますけれども、立入検査、実地で指導強化をしてまいります。その次の丸になりますけれども、道単独で突っ走るのではなく、いろいろな関係機関と連携、協力をいただきながら総力を挙げてやっていくということです。その次の丸ですけれども、低濃度PCB廃棄物の実態把握を進めるために補助事業を考えております。その次の丸ですけれども、事業者に処分をしてくださいという前に、まずは地方自治体の実態把握と早期処理をしていくべきということで、その内容について具体的に進めているところでございます。

次のページです。

まず、お金の面でのお話ですが、平成29年度の道の予算としましては、新規に掘り起こしの調査事業を進めたいと思っております。これは平成25年度にも実施しているのですが、未回答の部分や調査が完全に進んでいない部分がございますので、平成25年度の調査も踏まえつつ、徹底した調査を改めて実施したいと思っております。それに現地調査も含めて1,700万円ほど予定しているところです。

その次に、PCBの分析に対しての補助を予定しておりまして、これに500万円程度を準備しております。

その次に、人的な状況ですけれども、PCBの届出る件数が特に多いところの胆振とオホーツクの振興局に各1名を配置しております。

なお、PCB専任の職員としましては、本庁に私がございます。なかなか手が回らない部分があつてご迷惑をおかけしますが、これまで以上に頑張つてまいりたいと思っております。

その次のページに参ります。

掘り起こしの調査を実際にどのような形でやっていくかと申しますと、平成25年度にやったのは、アンケートを行つて、それに対する回収率が56%であつたということでございました。今回は委託でやるわけですけれども、企業からの提案を受けて調査を実施してまいりたいと考えております。具体的な流れは次のページです。

まず、上のほうにありますけれども、平成25年度に環境省のモデル事業ということで、2万4,512件を対象としております。そして、平成27年度は、法に基づく届出で3,000件程度あります。平成28年12月ですけれども、環境省からリストが配

られました。これは、平成25年度に実施したものとほぼ重複するものですが、これが2万5,500件あるといったところを突合して調査対象のリストを作成いたします。調査リストは2万6,000から2万8,000件ぐらいになると想定しておりますが、この事業者全体に対して再点検を実施してください。というのは、後で申し上げますとおり、道において網羅的な点検ができていなかった部分があるので、事業者においても網羅的な点検が必要です、早期的な処理が必要です、あとは低濃度分析については補助を開始いたしますといったことを広く周知した上で、右側の青い矢印が主になるのですけれども、前回の調査で未報告であったところについて、アンケート調査を念頭に置いて調査を行って、回答をいただけないところについては繰り返し催促を行っていきます。ここら辺の手法につきましては、プロポーザルと言いますが、民間企業のノウハウを生かして、最良な提案を行った者に委託をかけていくということを行いますので、民間のノウハウの提案を受けながら実施してまいります。

ただ、それでも100%の回答をいただけるとは思っておりません。その部分につきましては、なかなか任意でお答えいただけないということであれば、法で拡充されました権限をもとに、より強く報告を求めてまいりたいといったところが右下で、文書指導、報告徴収といった流れで必ず報告を求めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、真ん中のピンク色の矢印になります。

こちらは、平成25年度の調査で2,000件ほど郵便すら届かないといったところがあります。そこは、破産して建物がなくなったのか、事業統合されたのか、それともオーナーの住所が変わったのか、徹底的な追及がなされていなかったところもあります。こちらにつきましても、そのリストを追っていくノウハウについて事業者から提案を受けまして、その提案をもとに絞り込みを行っていくということです。もちろん、それだけでは全て把握できないところもあると思いますので、そこについては行政側が足を使って調べていくことになるかと想定しております。

この一連の業務以外にもプラスして、限られた予算ではありますが、広報業務についてもこの掘り起こしの調査の中に含めております。こちらについても、新聞広告に限定することなく、先ほどご提案いただいているほどと思っておりますが、インターネットを使うとか、そういったものも事業者から提案を受けて、一番効率的かつ効果的に広く周知できる方法について提案を受けて、それについて採択してまいりたいと考えております。

次のページに参ります。

これは、地方公共団体の率先処理についてです。

平成28年に道有施設も含めまして公共施設でPCB安定器からPCBが漏れたという事故がございまして、円卓会議でも報告させていただいたところがございます。それでわかっておりますのは、施設全個の照明器具を確認しなければならないということです。例えば、部屋の一部だけサンプルをとって、その中でPCBが入っていないからオーケーということだったり、図面上でこの機器にはPCBが入っていないとされるものについてい

るのでオーケーという形では整理がつかず、直接、全数の点検が必要であると考えております。

これは、PCBの安定器が使われているのはどんなものかということをお示ししております。蛍光灯であり、水銀灯であり、特にトンネル内の低圧ナトリウムランプが使われているものに安定器があります。例えば、下半分に蛍光灯の分解図を示しておりますけれども、照明灯の中の安定器、真ん中にある黒い箱の中のコンデンサーにPCBが入っているという状況です。

これを見つけるためということで、次のページをお願いいたします。

まず、市町村に求める前に道有施設から徹底した調査をやらなければいけないということで実施しております。これは、PCBの安定器が使われているとされる昭和52年3月までの建物全体を網羅的に調査するものです。建物は、台帳をもとに物置から自転車小屋に至るまでピックアップしまして、それに対して点検を行ったという状況であります。総数については1,776件です。それについて、再点検を行っている実施状況としては、昨年度末時点においては八十数%ということです。その結果、PCB安定器が新たに発見されたものとしましては、5施設18台のPCBの安定器が使われているということがありましたので、これらについては速やかに取り外し作業を行ったところでございます。

今後の予定ですが、この内容については道のホームページでも公表していくとともに、今後、道内市町村に対してもこういう内容について同様の措置を行っていただきたいということで依頼をします。

ただ、全個の照明器具を確認するという作業は、例えば今年中に終わるという短期の勝負にならない場合もあるだろうということで、繰り返し、この進捗率が100%に至るまでフォローアップ調査を繰り返し実施して定期的にどこまで進んでいるのか、どこが見つかったのかというところを公表してまいりたいと考えているところです。

また、ここはあくまでも平成29年度の調査でありますので、掘り起こしについては道有施設、公共施設でありますけれども、民間の安定器の調査手法についても検討し、広く安定器についても把握していくということを経後も行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

【座長】

ありがとうございました。

〇〇さんが言われているのは本当に大事なことです。今の段階ではどうしようもないということもあるかもしれないですが、それはご承知の上でおっしゃっているので、私は環境省として後までずるずる引っ張っていったら得をするというような行政的な運用は決してなさないように心がけていただきたいと思っております。

それから、道の方には、今ご説明いただいた立入検査、掘り起こしは不十分だと思っております。それは何かというと、北海道がやっていることはほかの1都18県がやっている掘り

起こしとほとんど変わらないわけです。そうではなくて、ほかの1都18県、室蘭が引き受けている先のモデルになるような掘り起こし調査を北海道がやっていると。平成30年度と言わずに平成29年度に終わってしまった、これぐらいまくいくのだからあなたたちもやりなさいと。北九州が来年で終わるといのは、北九州は掘り起こしをほかの都府県に比べて率先しておやりになったから早く終わるようになったわけです。ですから、北九州の事例もあるわけですし、北九州とコミュニケーションを密にしている北海道の事業所ですから、そういうものを参考にしておやりになっていただきたいということが一つです。

もう一つは、道も含めて室蘭の事業所にPCBの処理をお願いしている都府県と連絡会議をやっているわけです。連絡会議の席で、掘り起こしがどれぐらい進んでいるかということをお互いにまさに水平展開をして役に立つところはどんどん役に立たせるというのも道のペーパーの中には書いておいてほしかったのです。自分のところだけではなくて、皆にも督励するモデルでありますということをお互いにぜひ加えていただきたいと思いました。

当初は、きょうは4時半までということでしたが、少し時間がたってしまいましたので、これで終わりたいと思います。監視円卓会議は年に3回か4回やっていますので、また次の機会にご議論をいただくことにして、きょうはこれで終わりたいと思います。

繰り返しになりますけれども、JESCOには、きょうも現場を見せていただいて、事業所の中には非常にたくさんの方がいらっしゃるのです。その中の意思の伝達機構について、臨時の下請も含めて意思の伝達機構がきちっといっているかという再確認をお願いしたいと思います。それから、室蘭にPCBを搬入しているところに対して、北海道と室蘭がPCBの処理あるいはその期限を達成するためにさまざまな努力を重ねているというモデルになるような事例をどんどん公表して督励するということをお願いしたいと思います。それが、環境都市を目指す室蘭の全国に対するプロパガンダになるわけですので、そういう観点からもさらに工夫をしてやっていただきたいと思えます。

ということで、きょうはこれで終わりにしたいと思いますので、事務局にお返しします。

5. 閉 会

【事務局】

眞柄座長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、時間的にかなり限られた中でございましたけれども、貴重なご意見、そして厳しいご指摘もいただきまして、ありがとうございました。私どもの今後の事業の推進にしっかりと生かしてまいりたいと思えます。

以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

以 上